

対し、その求めに応じ、その活動に関し指導又は助言を
 することができること。

四、国は、献体の意義について国民の理解を深めるため必
 要な措置を講ずるよう努めるものとする。

五、その他、遺族がない場合における引取者による死体の
 引渡し、解剖体として受領した死体に関する記録の作

成・保存及び報告等所要の規定を設けること。

六、この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日
 から施行すること。

委員長報告
 学校教育法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

○社会労働委員会

内閣提出法律案（三件）

番号	件名	提出	提出 月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 委員会 託議決 議決	衆議院 委員会 託議決 議決	備考
19	戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部 を改正する法律案		五、三、八	受 五、三、二五 領	付 五、三、八 託 (予) 修 議 五、四、一九 決 正 議 五、四、二〇 決 正	付 五、三、八 託 議 議 五、三、二四 決 可 議 五、三、二五 決 可	五、四、二〇 衆 八回付 同 四、二六 意
24	特定不況業種・特定不況地域関係労働 者の雇用の安定に関する特別措置法案		二、一〇	受 三、二四 領	付 三、一五 託 (予) 可 議 四、二六 決 可 議 五、一 決 可	付 二、一五 託 議 議 三、二三 決 可 議 三、二四 決 可	
25	駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国 際協定の締結等に伴う漁業離職者に関 する臨時措置法の一部を改正する法律 案		二、一〇	受 三、二四 領	付 二、一〇 託 (予) 可 議 四、二六 決 可 議 五、一 決 可	付 二、一〇 託 議 議 三、二三 決 可 議 三、二四 決 可	

本院議員提出法律案（七件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送衆へ提 付月 日	出月 日	参議院 付委員会 託議決 議決 議決 議決 議決	衆議院 付委員会 託議決 議決 議決 議決	備考
1	雇用における男女の平等取扱いの促進に関する法律案	対馬孝且君 外(五、三、二四) 外(五、三、二四)	五、三、二六		五、三、二四 未	五、三、二六 (予)	
2	育児休業法案	本岡昭次君 外(三、二九)	三、三〇		三、二九 未	三、三〇 (予)	
3	戦時災害援護法案	対馬孝且君 外(四、六、四)	四、六		四、四 未	四、六 (予)	
4	公衆浴場法の一部を改正する法律案	対馬孝且君 外(四、六、四)	四、六		四、四 未	四、六 (予)	
5	市町村が行う寒冷地世帯暖房費援助事業に係る国の補助に関する法律案	対馬孝且君 外(四、二、四)	四、六		四、四 未	四、六 (予)	
6	林業労働法案	目黒今朝次郎君 外(五、六、九)	五、一〇		五、九 未	五、一〇 (予)	
7	男女雇用平等法案	渡部通子君 外(五、一、一)	五、三		五、一 未	五、二 (予)	

衆議院議員提出法律案（五件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送本院へ 付月日	提出月日	参議院 付委員会 託議決 議決 議決	衆議院 付委員会 託議決 議決 議決	備考
4	原子爆弾被爆者等援護法案	森井忠良君 外五名 (五、三一七)	五、三一八		五、三一八 (予)	五、三一八 議決 議決 議決	
6	母子保健法、健康保険法等の一部を改正する法律案	金子みつ君 外六名 (四、三三)	四、二五		四、二五 (予)	四、二五 議決 議決 議決	
7	労働基準法の一部を改正する法律案	森井忠良君 外二名 (四、三二)	四、二五		四、二五 (予)	四、二五 議決 議決 議決	
8	浄化槽法案	社会労働委員長 (四、二六)	四、二六	五、四、二六	四、二六 (予)	五、五、二〇 議決 議決 議決	
9	社会福祉事業法の一部を改正する法律案	社会労働委員長 (四、二八)	四、二六	四、二八	四、二八 (予)	五、一〇 議決 議決 議決	

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（閣法第一九号）（衆議院送付）

五八、 二、 八 内閣提出

三、 二五 衆可決

四、 二〇 参修正

四、 二六 衆同意

要旨

本法律案は、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、勤務に関連する傷病等による障害年金の受給権者の平病死に係る遺族年金等の額を引き上げるとともに、戦没者の妻及び父母等に改めて特別給付金を支給するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する事項
平病死に係る遺族年金及び遺族給与金の額を、昭和五十八年十月分から、それぞれ現行の二十五万九千円から三十万七千円に、現行の十九万四千三百円から二十四万二千三百円に引き上げること。

二、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に

関する事項

1 国債（継続分）の最終償還を終えた戦没者等の妻に対し、改めて特別給付金として額面百二十万円、十年償還の無利子の国債を支給すること。

2 昭和四十八年四月一日以後に死亡した者の妻として、昭和五十八年四月一日において、公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する戦没者等の妻に対し、特別給付金として額面二十万円、十年償還の無利子の国債を支給すること。

3 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金を受ける権利を取得した日から十年を経過した日において、当該戦傷病者等が昭和四十八年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に死亡したことにより、戦没者等の妻として公務扶助料、遺族年金等の受給権を有するに至つた者に対し、特別給付金として額面六十万円、十年償還の無利子の国債を支給すること。

三、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正に関する事項

1 国債（再継続分）の最終償還を終えた戦没者の父母等

に対し、改めて特別給付金として額面六十万円、五年償還の無利子の国債を支給すること。

2 昭和四十八年四月一日以後に死亡した者の父母等として、昭和五十八年四月一日において、公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する戦没者の父母等に対し、特別給付金として額面十万円、五年償還の無利子の国債を支給すること。

四、施行期日

この法律は、昭和五十八年十月一日から施行すること。ただし、二の1及び三の1については同年四月一日から施行すること。

修正要旨

本法律案のうち、戦没者等の妻に対する特別給付金の再継続及び戦没者の父母等に対する特別給付金の再々継続の規定は、「昭和五十八年四月一日から施行する。」こととなつていますが、これを「公布の日から施行し、昭和五十八年四月一日から適用する。」に改めること。

委員長報告

ただいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、戦傷病者戦没者遺族等援護法のほか、関連する二法律を改正しようとするものであり、その主な内容は、勤務に関連する傷病等による障害年金の受給権者の平病死に係る遺族年金等の額を恩給法に準じて引き上げるほか、戦没者の妻及び父母等に改めて特別給付金を支給することであり、

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び無党派クラブを代表して対馬理事より、障害年金等の額を引き上げ、それを本年四月一日より適用する旨の各派共同修正案が提出され、次いで自由民主党・自由国民会議を代表して村上理事より、戦没者の妻及び父母等に対する特別給付金の施行期日について本年四月一日とあるのを公布の日と改め、四月一日にさかのぼって適用する旨の修正案が提出されました。

採決の結果、対馬理事提出の修正案は賛成少数で否決され、村上理事提出の修正案並びに修正部分を除く原案は全会一致でそれぞれ可決され、本法律案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し附帯決議が全会一致をもって付されております。

以上御報告いたします。

特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法案（閣法第二四号）（衆議院送付）

五八、 二、一〇 内閣提出

三、二四 衆可決

五、一一 参可決

要旨

本法律案は、最近における内外の経済的事情の著しい変化により、特定不況業種に属する事業分野及び特定不況地域において現に多数の離職者が発生していること及び今後とも一時に多数の離職者が発生することが見込まれること

等の事情にかんがみ、関係労働者等の失業の予防、再就職の促進等のための特別の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特定不況業種及び特定不況地域の定義等

1 「特定不況業種」とは、内外の経済的事情の著しい変化により、その製品又は役務の供給能力が著しく過剰でその長期継続が見込まれるため、事業規模の縮小等を余儀なくされることにより雇用量の相当程度の減少が見込まれる業種であつて、事業主団体及び労働組合の意見を聴き、期間を付して、政令で指定する業種をいうものとする。

2 「特定不況地域」とは、その地域内の特定不況業種の事業活動の割合が相当程度であり、その事業規模の縮小等に伴い雇用情勢の著しい悪化が見込まれる地域であつて、都道府県知事の意見を聴き、期間を付して、政令で指定する地域をいうものとする。

二、国、地方公共団体及び事業主の責務

特定不況業種及び特定不況地域について、失業の予防、再就職の促進等に関する国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにすること。

三、労働大臣の作成する雇用の安定に関する計画

労働大臣は、特に必要があると認められる特定不況業種又は特定不況地域について、事業所管大臣又は関係都道府県知事の意見を聴き、事業主団体が提出する雇用動向等に関する資料を勘案して、雇用の安定に関する計画を作成すること。

四、特定不況業種事業主の作成する再就職援助等計画

特定不況業種事業主は、相当数の労働者が離職等を余儀なくされる事業規模の縮小等を行おうとするときは、労働組合等の意見を聴き、再就職援助等計画を作成し、公共職業安定所長の認定を受けなければならないこと。

五、雇用の安定のための要請

労働大臣は、特に必要があると認めるときは、相当数の離職者の発生が見込まれる事業規模の縮小等を行おうとする特定不況地域内の特定不況業種事業主に対して、雇用の安定を図るために必要な措置を講ずることを要請することができること。

六、失業の予防等のための助成及び援助

政府は、特定不況業種事業主又は特定不況地域事業主に雇用されている労働者等に関し、失業の予防、雇用機

会の増大その他の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対しては雇用安定事業として、また、特定不況地域における雇用機会の増大に資すると認められる措置を講ずる事業主に対しては雇用改善事業として、それぞれ必要な助成及び援助を行うこと。

七、職業訓練及び職業紹介

特定不況業種離職者及び特定不況地域離職者の再就職を容易にするため、国及び雇用促進事業団は必要な職業訓練の実施について特別の措置を講ずるとともに、公共職業安定所は求人の開拓、職業指導及び就職のあっせん等の必要な措置を講ずること。

八、特定不況業種離職者求職手帳の発給

公共職業安定所長は、認定を受けた再就職援助等計画に含まれている特定不況業種離職者であつて、離職の日まで一年以上引き続き雇用されていたこと等一定の要件に該当するもの（関連下請事業主が特定不況業種の指定の日前一定の期間内に行つた事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた者であつて、一定の要件に該当するものを含む。）に対して、労働省令で定める期間効力を有する特定不況業種離職者求職手帳（以下「手帳」とい

う。)を発給すること。

九、給付金の支給

国及び都道府県は、手帳所持者が、その有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、促進するため、手帳所持者又は事業主に対して、雇用対策法の規定に基づき、給付金を支給すること。

十、手帳所持者又は特定不況地域離職者に係る延長給付

手帳所持者又は特定不況地域離職者である雇用保険の受給資格者又は船員保険の失業保険金の支給を受けることができる者であつて、一定の要件に該当すると認められる四十歳以上のものに対しては、九十日の延長給付を行うことができること。

十一、公共事業への就労促進

労働大臣は必要があると認めるときは、公共事業の事業主体等に対して、特定不況業種離職者の雇入れについて配慮するよう要請することができ、また、特定不況地域において計画実施される公共事業について、特定不況地域離職者の吸収率を定めることができること。

十二、施行期日等

この法律は、昭和五十八年七月一日から施行し、昭和

六十三年六月三十日までに廃止すること。

委員長報告

ただいま議題となりました四法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法案は、最近における内外の経済的事情の著しい変化により、特定不況業種及び特定不況地域において多数の離職者が発生していること等のほか、特定不況業種離職者臨時措置法及び特定不況地域離職者臨時措置法の有効期限が本年六月三十日に到来すること等にかんがみ、両法を統合整備し、引き続き関係労働者等の失業の予防、再就職の促進等のための特別の措置を講じようとするものであります。

次に、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、駐留軍関係離職者及び漁業離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業

離職者に関する臨時措置法の有効期限を、それぞれ五年延長しようとするものであります。

委員会におきましては、以上二案を一括議題として審議を進め、最近の雇用失業情勢とその対応策、特定不況業種及び特定不況地域の機動的指定、駐留軍離職者及び漁業離職者の再就職促進策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、二法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法案に対し、附帯決議が全会一致をもって付されております。

次に、浄化槽法案は、浄化槽による尿尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制するとともに、浄化槽工事業者の登録制度及び浄化槽清掃業の許可制度を整備し、浄化槽設備士及び浄化槽管理士の資格を定めようとするものであります。

次に、社会福祉事業法の一部を改正する法律案は、市町村における社会福祉を目的とする事業を推進するため、市

町村を区域とする社会福祉協議会に関する規定等を定めようとするものであります。

委員会におきましては、以上二案を一括議題として審議を進め、増大する廃棄物の終末処理に対する地方公共団体の財政負担対策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、二法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、社会福祉事業法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議が全会一致をもって付されております。

以上御報告いたします。

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第二五号）（衆議院送付）

五八、 二、一〇 内閣提出

三、二四 衆可決

五、一一 参可決

要旨

本法律案は、駐留軍関係離職者及び漁業離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限（昭和五十八年五月十六日）及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限（昭和五十八年六月三十日）を、それぞれ五年延長するものである。

委員長報告

特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法案の委員長報告参照

浄化槽法案（衆第八号）（衆議院提出）

- 五八、 四、二六 衆社会労働委員長提出
四、二六 衆可決
五、一一 参可決

要旨

本法律案は、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、

生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制するとともに、浄化槽工事業者の登録制度及び浄化槽清掃業の許可制度を整備し、浄化槽設備士及び浄化槽管理士の資格等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、浄化槽によるし尿処理等

特定の公共下水道・し尿処理施設で処理する場合を除き、浄化槽で処理した後でなければ、し尿を公共用水域等に放流してはならないとすること。

浄化槽の構造基準については、建築基準法等に定めるところによることとし、浄化槽の工事、保守点検及び清掃については、技術上の基準に従って行わなければならないとすること。

二、浄化槽の設置

1 設置等の届出、勧告及び変更命令

浄化槽の設置等の場合においては、都道府県知事等及びこれを経由して特定行政庁に届け出なければならぬとすること。

知事又は特定行政庁は、当該届出に係る浄化槽の設置等の計画について、行政上改善の必要があると認め

るときは、勧告又は計画の変更・廃止の命令ができる
とすること。

2 水質検査

浄化槽管理者は、使用開始後六月を経過したとき及び毎年一回定期に、指定検査機関の行う水質検査を受けなければならないとすること。

三、浄化槽の型式の認定

浄化槽を製造しようとする者は、浄化槽の型式について建設大臣の認定を受けなければならないとすること。
外国の工場において本邦に輸出される浄化槽を製造しようとする者は、浄化槽の型式について建設大臣の認定を受けることができること。

四、浄化槽関係事業の規制

1 浄化槽工事業の登録

浄化槽工事業を営もうとする者は、都道府県知事の登録を受けなければならないとし、かつ、営業所ごとに、浄化槽設備士を置かなければならないとすること。

2 浄化槽清掃業の許可

浄化槽清掃業を営もうとする者は、市町村長の許可を受けなければならないとすること。

3 浄化槽保守点検業の登録

都道府県等は、条例で、浄化槽の保守点検を業とする者について登録制度を設けることができることとする。

五、浄化槽に係る公的資格

浄化槽工事を実地に監督する浄化槽設備士及び浄化槽の保守点検の業務に従事する浄化槽管理士の資格を定めるとすること。

六、施行期日

この法律は、昭和六十年十月一日から施行すること。
ただし、浄化槽設備士及び浄化槽管理士に係る試験及び免状の交付等に関する規定については、公布の日から六月以内の政令で定める日から施行すること。

委員長報告

特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法案の委員長報告参照

社会福祉事業法の一部を改正する法律案（衆第九号）（衆議院提出）

五八、 四、二八 衆社会労働委員長提出

四、二八 衆可決

五、一一 参可決

要旨

本法律案は、市町村における社会福祉を目的とする事業を推進するため、都道府県社会福祉協議会に関する規定の改正を行うとともに、市町村社会福祉協議会に関する規定を新たに定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、都道府県の区域を単位とする社会福祉協議会（都道府県協議会）に関する規定の改正

1 都道府県協議会は、市町村の区域を単位とする社会福祉協議会（市町村協議会）の過半数が参加するものでなければならないとすること。

2 都道府県協議会の事業として、市町村協議会の相互の連絡及び事業の調整を加えることとする。

二、市町村協議会に関する規定の新設

1 市町村協議会は、当該市町村の区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者が過半数が参加するものでなければならないとすること。

2 市町村協議会は、当該市町村の区域内において次の事業を行うことを目的とすること。

- (1) 社会福祉を目的とする事業に関する調査
- (2) 社会福祉を目的とする事業の総合的企画
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する連絡、調整及び助成
- (4) 社会福祉を目的とする事業に関する普及及び宣伝

三、施行期日

この法律は、昭和五十八年十月一日から施行すること。

委員長報告

特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法案の委員長報告参照